

(2) パブリックコメント手続

ア 意見募集実施の概要

■意見募集期間

2017年(平成29年)12月20日(水)～2018年(平成30年)1月18日(木)

■資料の配布・閲覧場所

- ・ 札幌市保健所医療政策課(中央区大通西19丁目 WEST19 3階)
- ・ 市政刊行物コーナー(中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 2階)
- ・ 各区総務企画課、保健福祉課、健康・子ども課
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 札幌市ホームページ

イ 意見募集結果

■意見提出者数と提出方法

提出方法	提出者数	構成比
郵送	0人	0%
持参	0人	0%
F A X	2人	67%
電子メール	1人	33%
合計	3人	100%

■意見件数と項目内訳

項目	件数	構成比
第1章 計画の策定にあたって	0件	0%
第2章 札幌市の医療の現状等と課題	0件	0%
第3章 基本理念と基本目標	0件	0%
第4章 主要な疾病ごとの医療連携体制の構築	2件	33%
第5章 主要な事業ごとの医療連携体制の構築	0件	0%
第6章 医療従事者の確保	0件	0%
第7章 医療安全確保と医療に関する相互理解の推進	1件	17%
第8章 保健医療施策の推進	2件	33%
第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧	0件	0%
第10章 計画の推進体制と進行管理	1件	17%
合計	6件	100%

ウ 意見に基づく当初案からの変更点

いただいた御意見をもとに、当初案から1項目修正いたしました。

箇所	修正前	修正後
P 130 第10章 計画の推進体制と進行管理 1 計画の推進体制	<p>(1) 行政（札幌市） （省略）、地域医療の確保に係る施策の推進を図るとともに、医療機能等に関する情報を収集・整理し、医療提供者、関係団体、市民に提供します。 また、疾病予防、早期発見に係る（省略）</p> <p>(4) 市民 自らの健康力・予防力の向上に努めるとともに、医療を受ける当事者として、地域の医療体制についての理解を深め、疾病や状態に応じた適切な受診に努めます。</p>	<p>(1) 行政（札幌市） （省略）、地域医療の確保に係る施策の推進を図ります。 また、医療機能等に関する情報を収集・整理し、医療提供者、関係団体、市民に提供することなどにより、相互理解を推進します。 併せて、疾病予防、早期発見に係る（省略）</p> <p>(4) 市民 自らの健康力・予防力の向上及び医療提供者との円滑なコミュニケーションに努めるとともに、医療を受ける当事者として、地域の医療体制についての理解を深め、疾病や状態に応じた適切な受診に努めます。</p>

エ 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

いただいた御意見については、趣旨が変わらない程度に一部要約して掲載しています。

意見の概要	札幌市の考え方
第4章 主要な疾病ごとの医療連携体制の構築<2件>	
がん検診による医療被ばくのリスクについての説明が不十分であり、検診によりがん患者を増加させている。 また、抗がん剤治療により、死亡率を増加させている。	札幌市では、死亡率減少効果の科学的根拠等に基づき国が策定している指針に沿って、がん検診を実施しています。 また、医療技術の進歩や情報端末の多様化に伴い多くの情報があふれる中、がん患者及びその家族等が、より正確な情報に基づいて、医療機関や治療を選択できるよう情報提供を行ってまいります。
精神科医療体制について、大都市平均と比較して「充実している」とあるが、「過大となっている」に訂正すべき。	札幌市の精神科医療体制の現状について「過大」とあるとの評価をしていないため、文言の修正は行わないこととします。 一方で、精神科病院入院患者の地域生活への移行が推進されていることから、今後も現状把握に努めながら過不足のない精神科医療体制の構築に努めてまいります。
第7章 医療安全確保と医療に関する相互理解の推進<1件>	
化学物質アレルギーの治療に携わる医師と連携して柔軟剤のにおい対策を進めてほしい。	アレルギー疾患は、患者ごとに原因物質や症状が多様であり、柔軟剤など合成香料のにおいによる健康被害に苦しんでいる方がいるという事象について、認識が広まっていくことは重要と考えます。 札幌市では、これまでも「香のエチケット」に関する普及啓発を行っているところですが、最新の医学的知見や国、北海道の動向なども踏まえながら情報提供を行ってまいります。
第8章 保健医療施策の推進<2件>	
事務員を含め医療従事者は勤務中にスーパーやコンビニなどに外出する場合は着替えるべき。	医療従事者が白衣など制服のまま外出することについて、一概に指導を行えるものではありませんが、個別に御相談いただいた場合は、当該施設に状況を確認し、衛生上の観点から助言を行っております。

意見の概要	札幌市の考え方
15歳未満の方からの脳死後の臓器提供は、法的には可能となっても、子供の脳死判定自体に、未解明の領域が多く、倫理乱用を慎むべき。	臓器移植を推進するためには、市民が、臓器移植について正しい知識を持ったうえで、臓器を提供する、しないの意思を表示することが重要であると考えております。 今後も、関係機関と連携し、臓器提供に関する正しい知識を普及してまいります。
第10章 計画の推進体制と進行管理<1件>	
「市民」の2行目を「地域の医療体制についての理解と納得を深め、コミュニケーションを円滑にし、疾病や状態に応じた適切な受診に努めます。」としてはどうか。 また、市民の理解だけでなく、医療提供者との相互理解が重要であるため、「理解」を「相互理解」としてはどうか。	いただいた御意見を参考に、表現の一部を修正しました。